



## すずか倶楽部 中西 大輔議員

- 1 海岸線への取り組みについて
- 2 休日のスポーツ外傷への対応について

**質問1(1)** 海岸漂着ゴミについて、非常に問題と考えるが、市はどのような取り組みを行っているのか。

**答弁1(1)** 海岸漂着ゴミについては、昨年あらたな法律が制定され、海岸管理者である三重県が行うこととなっている。市としても三重県を中心として地域住民や各団体の参画を得ながら海岸環境の整備に協力していきたい。

**質問1(2)** 深夜の花火などの迷惑行為に対して、市はどのような取り組みを行っているのか。

**答弁1(2)** 深夜の花火などの迷惑行為は、三重県条例によって取り締まることはできるが個人のマナーやモラルに訴えるところも多分にあり、このような行為については地元自治会、警察、三重県とともに本市の関係各課が相互に連携を図り総合的に対応をしていくことが重要であると考えている。

**質問2** 休日の昼間におけるスポーツなどでの受傷に対して、市内整形外科医との協力で、受診できる体制を構築してはどうか。

**答弁2** 休日の運動競技事故にかかる救急出動状況を見てみると、ほとんど市内医療機関へ受入れいただいております。市内の各医療機関が適切に対応していただいていると考える。何れにしてもスポーツ競技等による傷病については、応急処置と早期の救急搬送が重要な要素であると考えている。



## すずか倶楽部 南条 雄士議員

- 1 市民奉仕と3UP4DOWN
- 2 市民奉仕とニコチン依存
- 3 公園管理に見るル・マン市との関係

**質問1** 市役所のエレベーターを使う市民を待たせないことも市民奉仕の一つである。職員が作法を覚え、なるべく階段を使い、回転率を上げることによって、市民奉仕と職務効率を向上させるべきである。

**答弁1** 市民に対するおもてなしの心での接遇に取り組む。上り3階下り4階分は階段を使う「3アップ4ダウン運動」についても、意識だけでは無く、実際に行動する職員の育成に努める。

**質問2** 例えば、1回10分1日6回勤務中の喫煙に時間を費やす職員は、年間1.5ヶ月分も市民奉仕を放棄している。勤務中は禁煙にして、

喫煙を我慢できない職員にはニコチン依存症の治療を指示するべきである。

**答弁2** 勤務時間中の喫煙は、短時間・少人数で、午前2回午後2回までと通知している。今後も、服務規律を遵守した節度ある喫煙行動を徹底するように厳しく指導する。社会の喫煙に対する意識が今後さらに変化すれば、職務中の全面禁煙も考えられる。また、禁煙支援のための保健指導も行いたい。

**質問3** フラワーパーク、ル・マン広場の写真陶板がボロボロのまま放置されており、ル・マン市との直接交流も長年行われていない。このままで良いのか。

**答弁3** 協定20周年の来年に、ル・マン市長を迎えた記念事業を検討している。写真陶板については、周辺の玉石を撤去した上で記念事業までに全て修復する。



## 公明党 森 しず子議員

- 1 鈴鹿市の子どもの読書活動
- 2 ヒブワクチン等への公費助成について

**質問1(1)** 子どもの読書環境や読書活動の経費と現状。

**答弁1(1)** 毎年、蔵書を更新・充実し、H18年度からは学校図書館巡回指導事業を始め、H19年度からは司書教諭を全ての学校に配置し、ボランティアの方々にも支援いただいている。

**質問1(2)** 予算配当と学校の蔵書数について、全国と比べてどうか。

**答弁1(2)** 学校の図書購入費は小中学校ではH19～21年度とも約2,163万円で基準財政需要額に対する予算措置率は全国平均には達していない。

**質問1(3)** 蔵書の充実には予算が必要だが増額はどうか。国の事業仕分けで読書活動推進事業の予算が廃止になり国に対して強く必要性を申し入れてほしい。

**答弁1(3)** ふるさと雇用再生事業の中で11月から市と契約した業者11名を雇用し、市立県立図書館と連携、各学校の希望に応じて配本業務等を行う。

**質問2(1)** ワクチンで防げる病気から子どもたちの生命と健康を守るため公費助成定期接種はどうか。

**答弁2(1)** ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンは定期接種化されていない。費用助成は今までは考えていない。

**質問2(2)** ワクチン供給量が確保できない点はどうか。

**答弁2(2)** ワクチンの供給量に限りがあり全国のワクチン流通に関して製造元が流通までの管理が必要で今しばらく状況を見守る時間をいただきたい。



## 政友会 佐久間 浩治議員

- 1 入札制度について
- 2 土地開発公社の土地利用について
- 3 鈴鹿市消防新庁舎の建設について

**質問1(1)** 入札における市内業者の受注について。

**答弁1(1)** 市内業者が施工可能な工事や取り扱いが可能な物品等については、出来る限り市内業者へ発注することとしている。

**質問1(2)** 入札時に設計図書の購入証明書の提出を求めている理由は何か。

**答弁1(2)** 参加者が不特定である条件付き一般競争入札については、入札担当部署での閲覧により内容を確認した上で、本市と「設計図書の販売に関する覚書」を交わした市内印刷業者から設計図

書を購入し、入札書郵送の際に確かに設計図書に基づき適正に積算したという証明として「設計図書購入証明書」の同時提出を求めている。

**質問2** 土地開発公社の保有地は事業進展がなく管理しているだけでなく有効活用してはどうか。

**答弁2** 具体的な活用予定がない土地は、土地開発公社と協議しながら、公売等による処分も進めていくべきであると考えている。

**質問3** 消防庁舎建設に向けての事業実施と財源確保について。

**答弁3** 市の財政状況も厳しい中ではあるが、市民の安全安心ということからも、消防庁舎建設事業については、庁舎建設基金を活用しながら、前向きに取り組んでいきたいと考えている。